

長岡市スポーツ推進計画（仮称）

策定方針（案）

委員の皆様へ。

本資料は、計画策定を進める上で基本となる計画の策定趣旨・概要、策定の体制と進め方、計画に関する参考資料をまとめたものです。

第 1 回は本資料で計画の全体像と進め方等を協議します。本市スポーツ政策へのご意見、ご提案をお聴かせ願います。

計画事務局

目次

I	計画の策定趣旨及び概要	1
I-1	計画策定の趣旨	1
I-2	計画の位置づけ、性格	2
I-3	計画期間	3
I-4	計画の構成	4
II	計画の策定体制及びスケジュール	5
II-1	計画策定の体制	5
II-2	計画策定スケジュール	7
II-3	審議会、検討委員会、庁内ワーキング部会の協議予定	8
II-4	市民意向の把握方法	9
III	計画に関連する参考資料	10
III-1	本市の関連計画におけるスポーツに関する記述（抜粋）	10
III-2	スポーツの経済効果に関する調査研究（要約）	12
III-3	国のスポーツ政策の動向	13
III-4	新潟県のスポーツ政策の動向	15

I 計画の策定趣旨及び概要

I-1 計画策定の趣旨

【計画策定の背景】

少子化の進展と超高齢社会の到来によって、国の社会・経済・財政に大きく影響するようになった国民の健康の保持・増進は、今や国全体の最重要課題のひとつとなっています。国民の健康の保持・増進に重要となるのが運動習慣の確立・定着であり、そのため、市民スポーツの重要性も高まっています。

また、近年は健康増進への役割に加えて、地域コミュニティや絆の再生、社会・経済の活性化、公正さや規律を学ぶ場の創出、国内外との交流拡大、国際社会への貢献など、スポーツの果たす役割への期待がますます大きくなっています。

こうした社会の状況を踏まえ、「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに全面改正され、スポーツ推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が平成 23 年 8 月に施行されました。国は、同法の規定に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定し、社会全体でスポーツの意義や価値を共有し、スポーツの持つ大きな力を活かした社会の形成に向けて「新たなスポーツ文化」の確立を目指しています。

【計画策定の趣旨】

長岡市（以下、「本市」という。）及び長岡市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、この 10 年間、「長岡市スポーツ振興基本計画」（計画期間：平成 19～28 年度）に基づき、「市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくり」を目標に取り組んできました。

この間、2009 トキめき新潟国体・トキめき新潟大会の成功、「スポーツ基本法」の施行、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、本市とアルビレックス新潟との連携強化などを経て本市のスポーツを取り巻く環境も変化しており、今後、市民がスポーツを楽しむ機会、参加する機会も多くなることが想定されます。

こうした中、地域コミュニティが主体となって地域住民のライフステージ毎のスポーツ活動を保障するため、市内全域でコミュニティスポーツクラブの育成に力を注いでおり、今後も市民スポーツを支える基盤をさらに拡充していく必要があります。

本市では、平成 28 年度からは新たに策定した「長岡市総合計画」（計画期間：平成 28～37 年度）に基づき、将来像である「前より前へ！ 長岡 志を未来に活かし輝き続けるまち」の実現に向けてスタートしました。

これからの状況の変化と現行計画期間の完了を踏まえ、本市及び市教育委員会は、これまでの取り組みを継承しつつ、スポーツの持つ大きな力をまちづくりに最大限に活かすことを目指し、スポーツ推進のための新たな指針として「長岡市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

I-2 計画の位置づけ、性格

【計画の位置づけ】

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」にあたります。

本市のまちづくりにおいては、「長岡市総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、スポーツ行政のマスタープランとして位置づけられます。

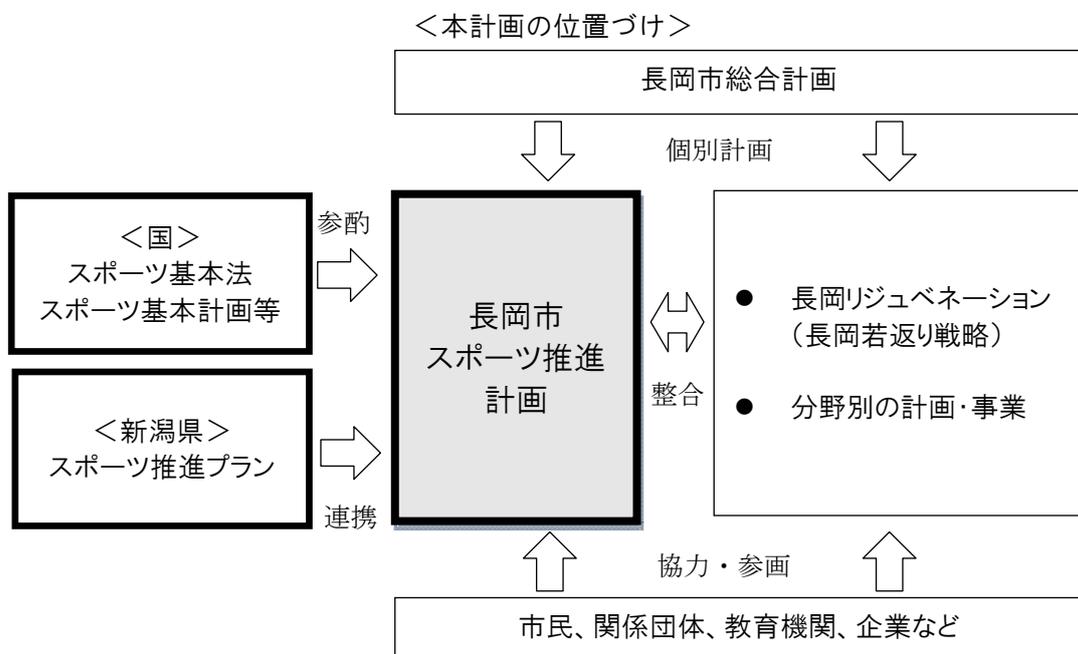
本計画の策定及び推進にあたっては、「長岡市総合計画」「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～（長岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略／人口ビジョン）」をはじめ、本市の分野別の計画・事業との整合を図ります。

また、「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」「新潟県スポーツ推進プラン」などの内容を十分に参酌し、計画の策定及び推進を図ります。

【計画の性格】（現行計画を踏襲）

本計画はスポーツ推進の基本方針として次のような性格を有するものです。

- 市民一人ひとりが地域のコミュニティスポーツ活動に積極的に参画することを促進する
- 市民、関係団体、教育機関、企業などとの連携・協働体制を強化し、共通の目標を持って事業展開する
- スポーツを通して地域コミュニティの形成やまちづくりを推進する



I-3 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度とする 10 年間（平成 29～38 年度）とします。
 計画最終年度にあたる平成 38 年度に次期計画を策定する予定です。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえて、
 必要な場合は見直すものとします。

<本計画と関連する主な計画の期間>

		H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38
長岡市	スポーツ推進計画（仮称） （平成 29～38 年度）											
	総合計画 （平成 28～37 年度）											
	長岡リジュベネーション （平成 27～31 年度）											
国	スポーツ基本計画 <方針> （平成 24～33 年度）											
	同 <施策> （平成 24～28 年度）											
新潟県	スポーツ推進プラン （平成 28～36 年度）											

※点線は次期計画（予定）

I-4 計画の構成

本計画は、第 1～4 章で構成する予定です。

下表の構成は現時点の想定であり、協議を通じて策定（変更）します。

また、第 3 章にあたる具体的な施策については、施策の方向性、主な事業を記述するとともに、可能な範囲で指標（数値目標）を設定する予定です。

<計画の構成（予定）>

章	項目
第 1 章 計画の基本事項	1 計画策定の趣旨
	2 計画の位置付け
	3 計画期間
	4 計画の策定方法
	5 計画策定の背景
	6 本市のスポーツを取り巻く現状と課題
第 2 章 基本方針	1 スポーツ振興の基本的な考え方
	2 基本目標
	3 施策体系
	4 推進体制
第 3 章 基本施策	1 するスポーツの振興
	2 競う（競技）スポーツの振興
	3 支えるスポーツの振興（施設整備を含む）
	4 みるスポーツの振興
第 4 章 参考資料	1 スポーツ推進審議会条例、委員名簿
	2 スポーツ推進計画策定検討委員会設置要綱、委員名簿
	3 計画の策定経過

（用語説明は各ページ（初出箇所のみ）に掲載）

Ⅱ 計画の策定体制及びスケジュール

Ⅱ-1 計画策定の体制

本計画の策定体制と各主体の役割は以下の通りです。

①市及び市教育委員会

本計画の決定をします。

本計画の策定にあたり、長岡市スポーツ推進審議会の答申を尊重し、総合教育会議（市長と教育委員会の協議・調整会議）及び議会との調整を踏まえて決定します。

②長岡市スポーツ推進審議会（以下、「計画審議会」という。）

本計画の審議機関です。

長岡市スポーツ推進計画策定検討委員会（以下、「検討委員会」という。）及び策定ワーキング部会で策定された計画案、パブリックコメントで寄せられた市民の幅広い意見を審議し、本市及び市教育委員会に答申します。

（別紙● 長岡市スポーツ推進審議会に関する条例、別紙● 審議会委員名簿）

③長岡市スポーツ推進計画策定検討委員会

④策定ワーキング部会

計画案を策定する機関です。

両会の連携の下で、本計画の内容、目標、推進体制など計画全般にわたる調査、検討を行い、とりまとめた計画案を計画審議会に提案します。

検討委員会委員は主に関係団体関係者、策定ワーキング部会は関連部署の市職員で構成します。

（別紙● 各設置要綱、別紙● 各委員名簿）

⑤市民、関係団体、教育機関、有識者等

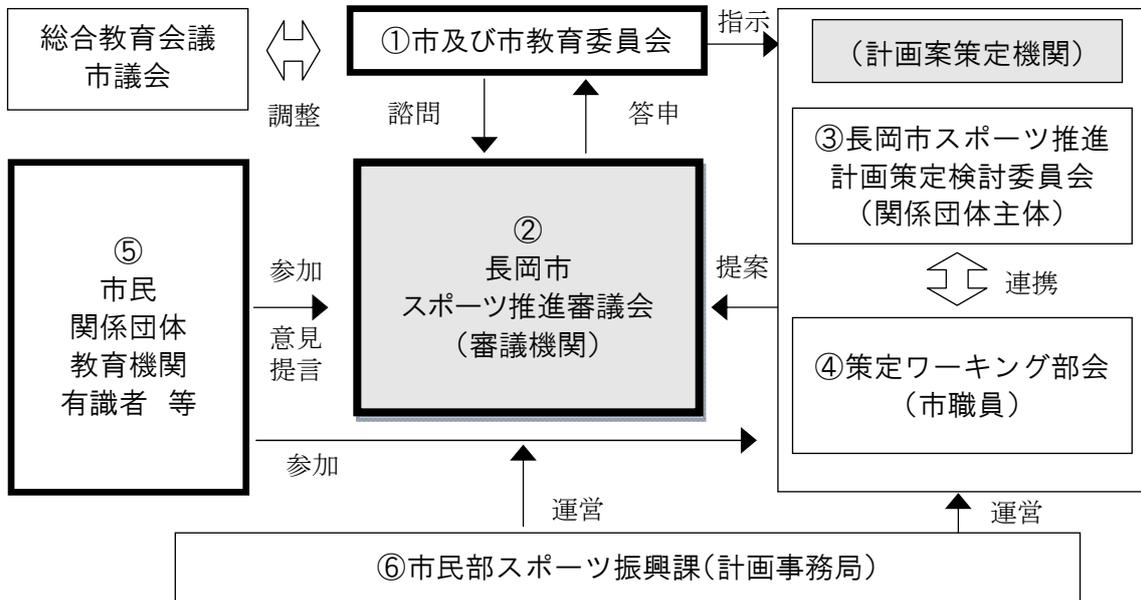
本計画の主体者であり、行政サービスの受益者でもあります。

審議会、策定検討委員会に委員として参加するとともに、アンケート、団体ヒアリング、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信します。

⑥市事務局、関連部署

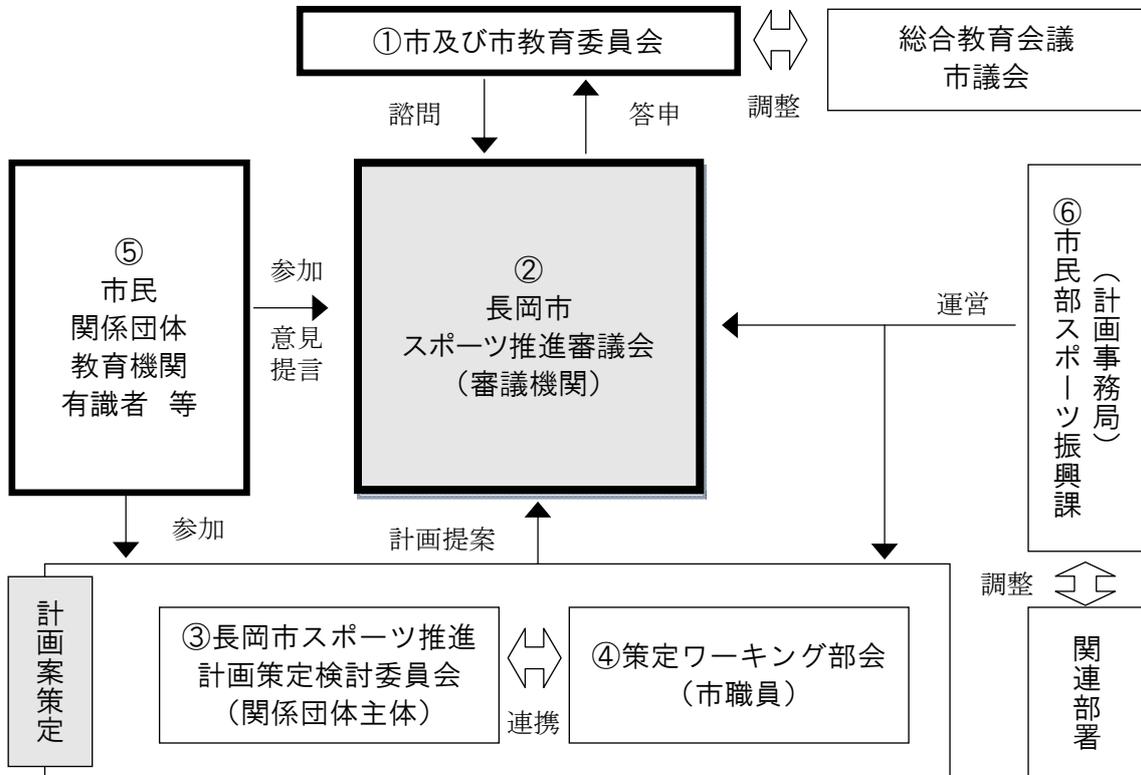
本計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。

<策定体制>

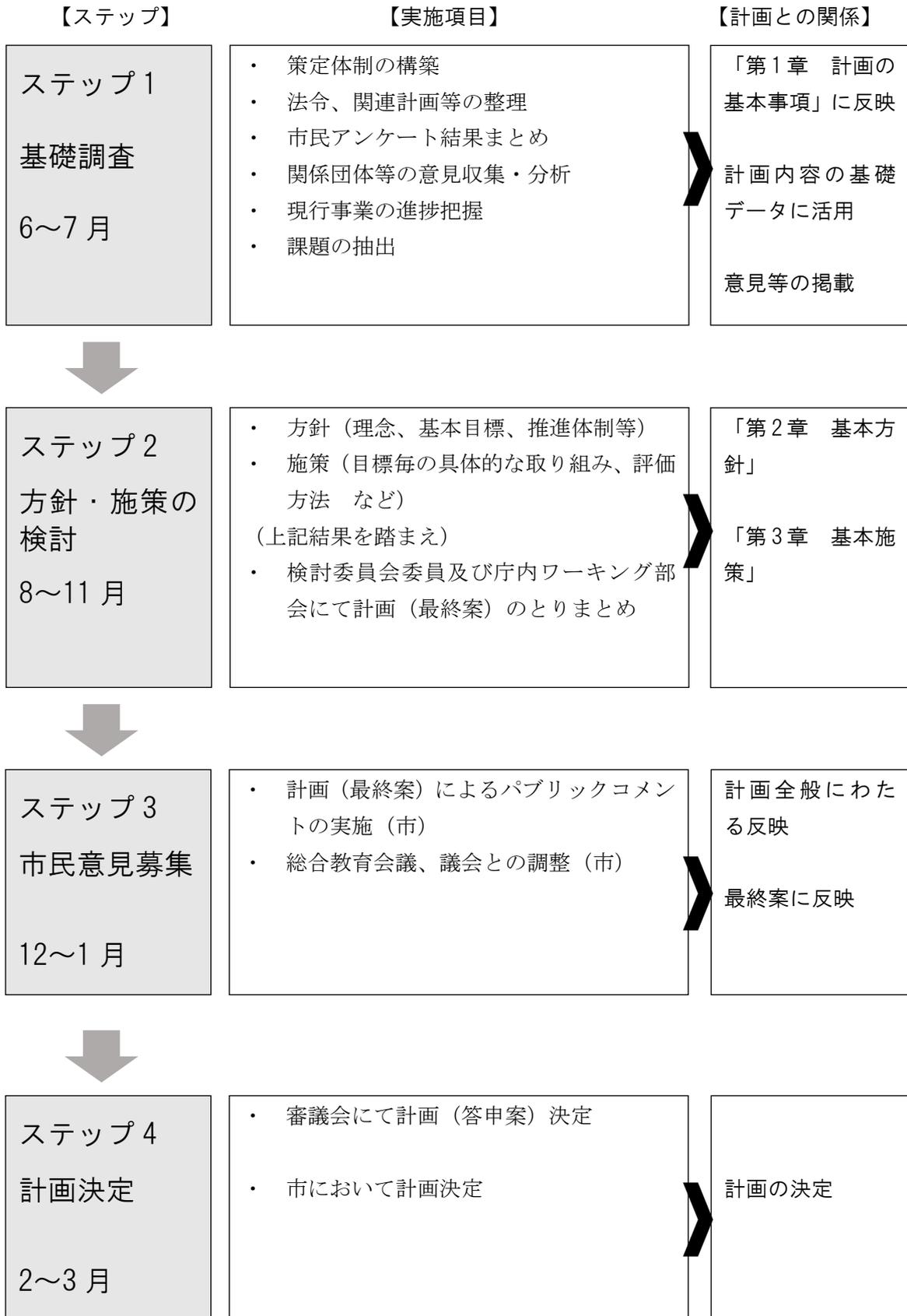


または、下表

<策定体制>



Ⅱ-2 計画策定スケジュール



Ⅱ-3 審議会、検討委員会、策定ワーキング部会の協議予定

年月	審議会	検討委員会	策定ワーキング部会	事務局
平成 28 年 6 月				市民アンケート集計 分析 現行計画の評価
7 月	第 1 回 策定方針、 計画評価、 アンケート 報告	第 1 回 同左	第 1 回 同左	↓
8 月				団体ヒアリング
9 月		第 2 回 中間案（2 稿） の検討	第 2 回 中間案（1 稿） の検討	↓
10 月				
11 月	書面 最終案の検 討	第 3 回 最終案（2 稿） の検討	第 3 回 最終案（1 稿） の検討	
12 月				
平成 29 年 1 月				パブリックコメント 実施（14～30 日間） ↓
2 月	第 2 回 答申案決定			教育委員会（最終案） 市長（決定）
3 月				議会報告 計画公表 計画書印刷

※回数、開催時期は、進捗状況に応じて変更する場合があります。

II-4 市民意向の把握方法

①市民アンケート

長岡市のスポーツ振興にあたり、市民の日ごろの運動やスポーツ活動の実態、スポーツに関する意識を把握することを目的に実施しました。

調査対象	18 歳以上の市民 4,000 人 (居住地域を勘案した上で無作為抽出)
調査期間	平成 28 年 4 月 22 日～5 月 13 日 (最終受付 6 月 8 日)
調査方法	郵送調査 (郵送による配付・回収)
回答数 (回答率)	1,642 票 (41.1%)
調査内容	(別紙● 調査票) ①回答者の属性 ②スポーツの活動状況、スポーツへの意識 ③観るスポーツに関する意識・期待 ④地域スポーツに関する意識・期待 ⑤スポーツへの関心 ⑥自由意見

②関係団体ヒアリング

長岡市のスポーツ振興にあたり、スポーツ協会や各支所などから、地域スポーツの課題、スポーツ振興に対する行政への要望を把握することを目的に実施します。

調査対象	・スポーツ協会 ・各支所地域振興課 ほか
調査期間	平成 28 年 7 月～8 月
調査方法	聞き取り調査 (個別インタビュー)
調査内容	(別紙● 調査票) ①貴団体の名称、回答者、会員数、活動内容 ②活動の現状と主な課題、課題に対する今後の考え ③コミュニティスポーツ活動の現状、今後の計画 ④行政や他団体との連携や役割への考え方、行政への要望

③パブリックコメント

長岡市のスポーツ推進計画の内容に関して、市民からの幅広い意見・提案を計画内容の参考にすることを目的に実施します。

実施時期：平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月の期間内で 14～30 日間 (予定)

実施方法：市ホームページ、市役所、関係施設における計画案の閲覧

意見方法：計画事務局への電子メール、電話、FAX

Ⅲ 計画に関連する参考資料

Ⅲ-1 本市の関連計画におけるスポーツに関する記述（抜粋）

①総合計画（計画期間：平成 28～37 年度）

◆施策の柱 2-4 生涯にわたるまなびの場の充実

2020 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、本市スポーツ競技力を一層高めるため、次世代を担う子どもたちをはじめ世界や全国で活躍するスポーツ選手の育成と強化・体制の充実を図ります。

また、遊びを通じたスポーツ体験から本格的なスポーツ活動まで、知識、技術を兼ね備えたスポーツ指導者等の育成を目指します。

◆施策の柱 4-1 多世代の健康と生きがいの推進

市民の誰もが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会の充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて健康増進を図れるような施設の整備を進めます。

◆施策の柱 6-3 交流人口の拡大

イベントのほか、火焰土器や平和交流、災害の知見と教訓、スポーツを軸とした都市間連携や新たな観光ツーリズムの開拓など、長岡らしさのあるテーマ性の高い交流事業を推進します。

②第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成 27～29 年度）

◆スポーツ・レクリエーション活動の推進（今後の方向）

高齢者が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるように、各コミュニティセンターやスポーツ推進委員と連携し、仲間づくり・交流の場として教室やクラブなどを育成することにより、生涯スポーツ人口を増やします。

地域でのスポーツ活動の成果発表とより多くの仲間との交流・親睦を図るため、高齢者スポーツ大会や地域交流スポーツ大会の高齢者種目等への参加機会を提供し、長岡市老人クラブ連合会等と連携することにより広く各地域からの参加を呼びかけます。

◆公共的施設的环境改善（今後の方向）

市有施設については、優先度が高い箇所から、順次バリアフリー化に取り組みます。

（体育館・スポーツ施設等…障害者用トイレ、スロープの設置等、状況に応じてバリアフリー化のための整備を実施）

③第 2 次ながおかヘルシープラン 21（計画期間：平成 25～34 年度）

分野・世代別一覧 ライフステージを追った取り組みについて

	乳幼児期	学童・思春期	青年期	壮年期	高齢期
からだ	●基本的な生活習慣を身につける ●適正体重である	●規則正しい生活ができる ●適正体重である	●生活習慣病を予防できる	●糖尿病にならない又は重症化しない ●動脈硬化を予防できる ●がんにならない	●脳卒中にならない・病気になる
たばこ	●受動喫煙の害を受けない	・たばこを吸わない	・喫煙しない	・喫煙しない	
飲酒		・お酒を飲まない	・適度な飲酒量を守る	・適度な飲酒量を守る	
歯・口腔	●むし歯にならない	●むし歯・歯肉炎にならない	●歯周病にならない	●歯周病にならない	・良くかむことができる ・毎食後歯磨きをする
食生活	・バランスの良い食事をする	●望ましい食習慣を身につける	・自分にあつた質と量の食事をする	・自分にあつた質と量の食事をする	●楽しく食事ができる
運動	・親子で外遊びを楽しむ	●運動を楽しみ、体力が向上する	・生活の中で身体を動かす	・生活の中で身体を動かす	●歩く機能を維持する
休養				・十分な睡眠を確保する	
こころ・ストレス	●子育てのストレスに対処できる ●わくわくドキドキうれしい体験をたくさんする ●親子のスキンシップが十分ある	●自分なりの目標を持ち、目標に向かって意欲を持って取り組める ●ストレスに対処できる	●ストレスに対処できる ●仕事や生活にはりあいがあ ●妊娠や出産への不安がない	●ストレスに対処できる	●よくよせず明るい前向きな気持ちを持つ ●自分の存在感がある
地域	●家庭や地域で安心して楽しく子育てできる	◎家庭や地域の人々と協力し合いながら安心して暮らす	◎地域に親しみふれ合って暮らす	◎地域に親しみふれ合って暮らす	●認知症になっても安心して暮らせる
環境	●地域循環型を取り入れたまちづくり ●安全に気軽に出かけられる ●健康を支える環境の整備				

網掛け部分は重点項目
●は、健康目標
◎は、QOL
・は行動・生活様式

④第 4 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画（計画期間：平成 27～29 年度）

◆スポーツ・レクリエーション活動の方向

- 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進は、生きがいのある生活を営むうえで極めて重要です。また、見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えるものであり、関係機関等との連携により、一層の充実・促進を目指します。
- ア 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や社会参加の動機付けとして、関係機関と連携を図りながら、新潟県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。
- イ 障害者スポーツの競技水準の向上を促進し、全国障害者スポーツ大会等に参加可能な全国レベルの選手の育成を図ります。
- ウ 「ふれ愛スポーツのつどい」や「ながおかポニーカーニバル」、学校にポニーが出向いて行う「グラウンドポニースクール」等の開催により、スポーツ・レクリエーション活動を体験できる場を提供します。
- エ ポニーを活用して、障害のある人の機能回復と青少年の交流体験等の機会を提供する「常設ポニースクール」の整備を目指します。
- オ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図るため、市民との協働により、長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会（仮称）の設立を検討しま

す。また、（公財）長岡市スポーツ協会、長岡市レクリエーション協会と連携を図りながら、障害者スポーツ指導員の養成に努めます。

- 障害のある人の体育施設への利用希望も強いことからスポーツ・レクリエーション施設の整備改修を促進します。

Ⅲ-2 スポーツの経済効果に関する調査研究（要約）

出典：文部科学省／平成 26 年度スポーツ政策調査研究報告

①スポーツ大会等実施による経済効果

- 東京オリンピックや国民体育大会など、規模が大きい大会では、大会開催決定から競技施設などの新設や既存施設の整備が行われるため、長期にわたって多額の経済効果が生じている。一方、地域のマラソン大会や野球大会などは、経済効果の対象期間も概ね大会開催前数カ月間から大会開催中までと、それほど期間は長くない。
- 経済効果以外にマイナス効果と社会的効果もあることが分かった。マイナス効果は、通常あるべき消費などがスポーツ大会の観戦などにシフトするという代替効果などである。一方、社会的効果は、スポーツ大会等実施によって、住民ボランティアなどをはじめとする住民の協力が得られたり、地域の事業者から支援を得るなど、地域の一体感が醸成されることである。

②スポーツ産業の経済規模

- 人口減少傾向の中、スポーツの参加人口を伸ばしていくためには、いかに個人で気軽にできる運動・スポーツを普及させていくかが課題といえる。
- 多くの国民にこうした運動・スポーツを普及させていくことができれば、それに付随したスポーツ用品市場の拡大にも寄与するのではないかと考えられる。

③スポーツや身体運動の促進による医療費削減効果

- 信州大学の研究からは、ウォーキングやストレッチ・筋力体操などの身体運動の促進は、健康維持増進や生活習慣病予防といった身体面での効果が高く、こうした運動の継続によって確実に医療費削減につながるということがわかった。
- 三重県いなべ市の「元気づくりシステム」事業では、ウォーキングやストレッチ・筋力体操などの身体運動の促進・普及が高齢者を運動習慣に導き、元気な高齢者が増加し、彼らが子育て支援、防犯活動、互助的見守りなどの地域貢献活動に参画し、地域活性化の主役として活躍するといった効果も生まれている。
- このように、スポーツや身体運動の促進は、医療費削減効果だけでなく、地域活性化面での効果も大きいことがうかがえる。

Ⅲ-3 国のスポーツ政策の動向

平成 23 年 8 月、従来の「スポーツ振興法」に代わる「スポーツ基本法」が施行されました。この法律に基づき、平成 24 年 3 月、国はスポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指す「スポーツ基本計画」を策定し、今後 10 年間（平成 24～33 年度）の基本方針と 5 年間（平成 24～28 年度）に実施する施策と目標を示しました。

平成 25 年 9 月、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催（平成 32 年）が決定し、東京をはじめ、全国でスポーツの新たな歴史を創ろうとする動きが広がりはじめています。

また、国は平成 27 年 10 月 1 日にはスポーツ行政を一元的に担う「スポーツ庁」（文部科学省の外局）を設置しました。

＜スポーツ基本法の趣旨＞

スポーツ基本法の前文は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」で始まり、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性を示しています。

（前文抜粋）

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。
- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす。
- スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与するものである。心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

出典：新潟県スポーツ推進プラン

<国のスポーツ基本計画の全体像>

〈〈今後目指すべき社会像〉〉

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国
(持続的発展が可能な社会)

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

- スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会
- 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
 - 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
 - 健康で活力に満ちた長寿社会
 - 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
 - 国際的に信頼され、尊敬される国



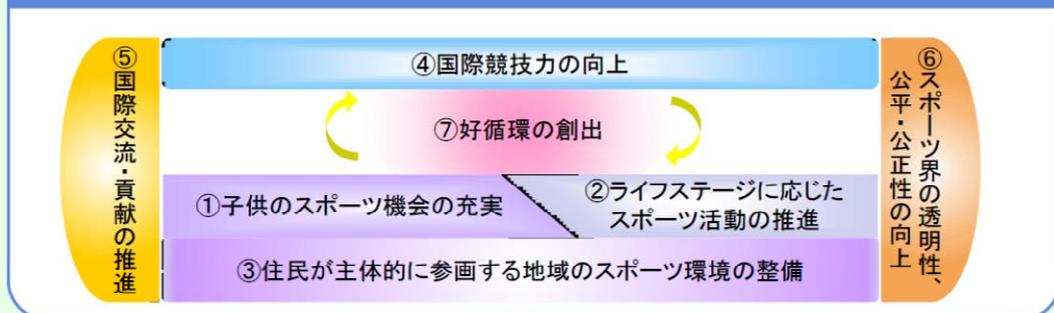
スポーツの意義や価値が広く共有
= 「新たなスポーツ文化」の確立



<計画の策定>

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備



<計画の推進>

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

出典：文部科学省

